

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用 (※1)	<u>1, 0 0 0 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 (※2)	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>3 0 %</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>3 0 %</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】(※3) ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>3 0 %</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税（※4）は含まれておりません。別途加算となります。

【返戻金制度について】

求職者が、自らの都合により入社した日から3か月未満で離職した場合、紹介手数料の50%を返還するものとします。

なお、求職者の都合による離職とは、当該求職者と求人者との間で取り交わされた雇用契約の内容に著しい相違がなくかつ、求職者の一方的な意思で雇用契約を終了された場合をいいます。

また、求職者の責めに帰すべき事由とは、求職者が求人者の就業規則等に違反し、法律的に有効に解雇された場合をいいます。

求職者が求人者の責めに帰すべき事由によって離職又は雇用契約が終了した場合には、紹介手数料の全部又は一部の返還を求めることができないものとします。

返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 : 40ーユー301382

事業所の名称及び所在地 :

協同組合福岡情報ビジネス (福岡市中央区大宮二丁目3番7号 FJBビル2階)
